

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し①

1. 改正の概要

<改正前>

- ・ 消費税は、日本国内の取引についてのみ課税されますが、国外事業者が行うインターネット等を通じた電子書籍、音楽、広告の配信等(「電気通信役務の提供」)については「国外取引」と捉え、消費税が課されていません。これに対し、国内の事業者が行う同様の役務提供については、「国内取引」として消費税が課されており、国内外の事業者間で競争条件に歪みが生じています。

<改正案>

- ・ この問題に対し、国内外の競争環境の公平性、中立性を確保する観点から、国外事業者から国内の者へのインターネット等を通じた役務提供を「国内取引」と位置付けて消費税が課されることとなります。
- ・ これに伴い、新たに以下2つの課税方式が導入されることとなります。
 - 国外事業者申告納税方式
国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち「消費者向けのもの(※1)」について、役務提供を行う国外事業者が納税義務者として申告納税を行う方法
 - リバースチャージ方式
国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち「事業者向けのもの(※2)」について、役務提供を受ける国内事業者が納税義務を転換して申告納税を行う方法

(※1) 国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、下記※2以外のものをいいます。

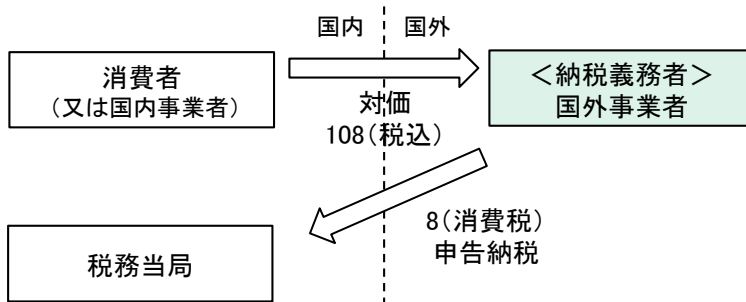
(※2) 国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、役務の性質又は契約条件等により、当該役務提供を受ける者が事業者であることが明らかなものをいいます。

○平成27年10月1日以後に国内において事業者が行う取引について適用される。

【1. 課税方式の考え方】 (前提) 税抜対価100 消費税8 の役務提供の場合

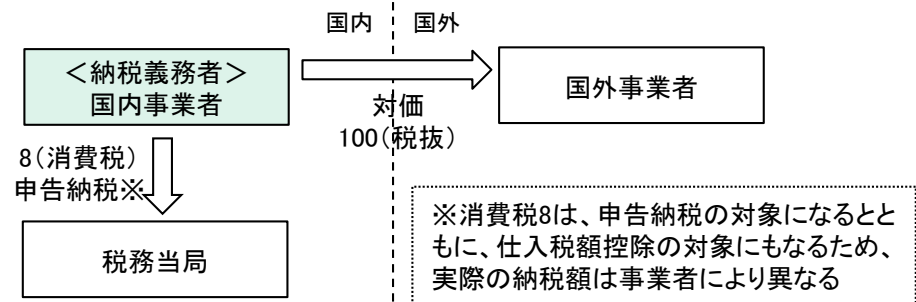
■ 国外事業者申告納税方式

役務提供を行う国外事業者が消費税を含む「税込価格」で対価を受領し、当該国外事業者が日本国内の税務署に消費税を申告納税



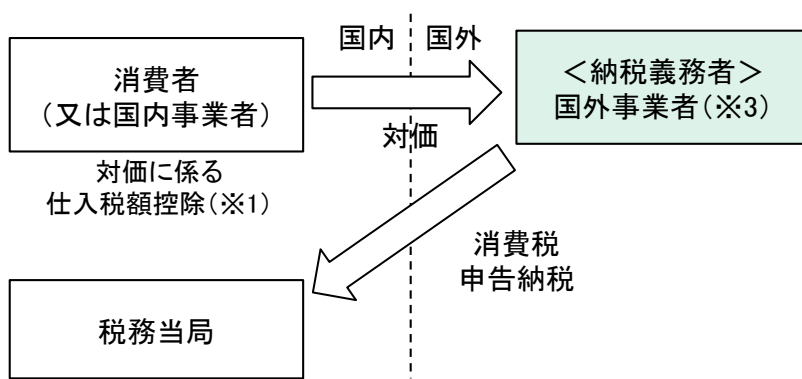
■ リバースチャージ方式

役務提供を行う国外事業者は消費税を含まない「税抜価格」で対価を受領し、役務提供を受ける国内事業者がその対価に係る消費税相当を申告納税

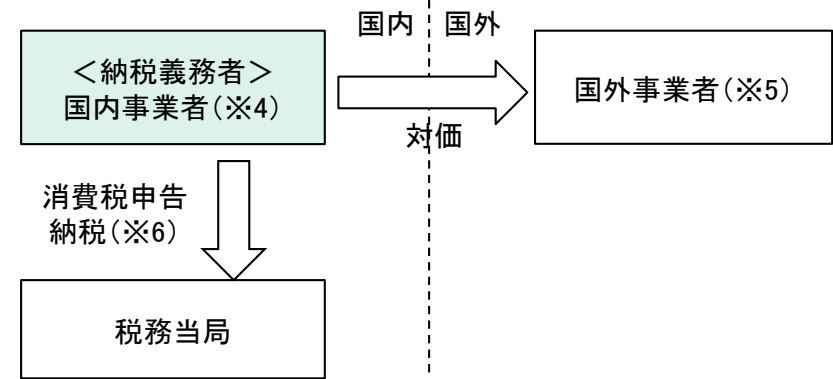


【2. 各課税方式の留意点】

■ 国外事業者申告納税方式



■ リバースチャージ方式



(※1) 国内事業者の仕入税額控除について

国内事業者が国外事業者に支払う対価に係る消費税は、当分の間、仕入税額控除の対象とならない。ただし、国外事業者が「登録国外事業者(※2)」に該当する場合には、当該登録国外事業者の登録番号等が記載された請求書等の保存等を要件として、その課税仕入れに係る消費税につき仕入税額控除制度の適用が認められる。

(※2) 登録国外事業者制度について

国外事業者(事業者免税点制度の適用を受けない者に限る。)で、国税庁長官に申請書を提出し、登録を受けた事業者をいう。なお、当該事業者は、国税庁により、名称、本店所在地及び登録番号等がインターネットにおいて公表される。

平成27年7月1日以後に申請が可能となる。

(※3) 国外事業者の納税義務について

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の国外事業者については、納税義務が免除される。ただし、登録国外事業者の登録日の属する課税期間の翌課税期間以後は、納税義務は免除されない。

(※4) 国内事業者の納税義務について

事業者向け電気通信役務の提供を受ける国内事業者が免税事業者である場合には、リバースチャージ方式による納税義務も免除される。また、納税義務判定上の基準期間の課税売上高には、リバースチャージ方式に係る取引の支払対価の額は含まれない。

(※5) 国外事業者の国内事業者に対する表示義務

国内で事業者向け電気通信役務の提供を行う国外事業者は、あらかじめ、当該役務提供に係る国内事業者が消費税の納税義務者となる旨を表示しなければならない。

(※6) リバースチャージ方式に係る取引の経過措置

国内事業者の課税売上割合が95%以上である場合には、当分の間、当該役務提供取引はなかったものとされる。つまり、当該取引に係る消費税は納税額に含めず、かつ、仕入税額控除の対象ともならない。

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し③

【3. 国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供に係る消費税の課税方式】

国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務の提供に係る消費税の課税方式についても、リバースチャージ方式が導入される。つまり、その取引に係る消費税の納税義務が、「役務の提供を行う事業者」から「役務の提供を受ける事業者」に転換される。

当該改正は、平成28年4月1日以後に行われる役務の提供について適用される。

2. 実務上の留意点

- 「国外事業者申告納税方式」と「リバースチャージ方式」のいずれの課税方式が採用されるかは、その電気通信役務の提供が「消費者向けのもの」か、「事業者向けのもの」か、に応じて判断する。
- 国外事業者による芸能・スポーツ等の役務提供については、「リバースチャージ方式」が採用される。

3. 今後の注目点

- 国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、リバースチャージ方式の対象となる「役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなもの」の判断は具体的にどのような基準により行うのか。
- リバースチャージ方式における仕入税額控除の計算方法はどのように行うのか。
- リバースチャージ方式が採用される取引を行う国外事業者は、国内事業者に対して消費税の納税義務者となる旨を表示しなければならないが、その表示方法はどのように行うのか。
- 国外事業者が国内事業者に対して消費税の納税義務者となる旨の表示義務を怠った場合に、罰則規定はあるのか。
- リバースチャージ方式が採用される取引について国外事業者から消費税の納税義務者となる旨の表示がなかった場合においても、国内事業者は自ら納税義務の判断を行わなければならないか（表示がなく申告納税を行わなかった場合においても、修正申告等において、過少申告加算税等の対象となるのか）。

1. 改正の概要

・環境性能の優れた自動車等の普及を図るため、車体課税について見直しが行われました。

【車体課税の改正の概要】

区分	税目	課税時期	税額	平成27年度改正の概要	
国税	自動車重量税	車検時等	車種・車検期間・重量に応じ決定	<ul style="list-style-type: none"> ○エコカー減税制度の適用期間の延長 ○自動車に係る燃費性能に関する要件の厳格化 ○H27燃費基準によるエコカー減税の継続適用 ○新規検査時における経過措置の創設 	
地方税	都道府県税	自動車取得税	取得時	取得価額×税率	<ul style="list-style-type: none"> ○エコカー減税制度の適用期間の延長 ○燃費性能に関する要件の見直し（新車） ○H27燃費基準によるエコカー減税（新車）の継続適用 ○取得価額からの控除額の見直し（中古車）
		自動車税	毎年4月1日	車種等に応じ決定	○改正点なし
	市町村税	軽自動車税	毎年4月1日	車種および用途等に応じ決定	<ul style="list-style-type: none"> ○軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の導入 ○二輪車の税率引上げ時期の延期（H28年度分から）

※車体課税については、消費税率の10%への引上げ時に、見直しが予定されています。

1. 改正の概要

・平成32年度(2020年度)燃費基準への移行を円滑に進めるとともに、足元の自動車の消費を喚起することにも配慮し、次の措置が講じられます。

- (1) 自動車の燃費性能に関する要件について、平成27年度燃費基準から平成32年度燃費基準への移行が行われます。
- (2) 平成27年度燃費基準につき一定の要件を満たす自動車についても、引き続き自動車重量税の税額が25%軽減されます。
- (3) 本改正により、エコカー減税の対象外となる一定の自動車について、新規検査時の税率を本則税率とする経過措置(エコカー減税の対象車以外は、本来、本則税率よりも高い税率を適用)が設けられます。
- (4) 適用期限が「平成27年4月30日まで」から「平成29年4月30日まで」に2年間延長されます。

(1) 燃費性能に関する要件の見直し(乗用車の場合)

新規検査時の税額	要件	
	改正前	改正案
免税	H27燃費基準 +20%以上	H32燃費基準 +20%以上
75%軽減	H27燃費基準 +10%以上	H32燃費基準 +10%以上
50%軽減	H27燃費基準 を充足	H32燃費基準 を充足

- ・H32燃費基準+20%以上とは、エネルギー消費効率が平成32年度燃費基準より20%以上燃費性能が良い自動車をいう。
- ・バス、トラックについては、H27燃費基準に係るエネルギー消費効率の引き上げが行われる。

(2) 平成27年度燃費基準によるエコカー減税の継続適用(新設)

対象車の例	要件①	要件②	要件③	税額
乗用車(注)	H27燃費基準 +5%以上	H17排出ガス 規制適合	H17排出ガス 基準△75%以上	25%軽減

- (注)バス、トラックについては、別要件にて適用あり。
- ・H17排出ガス規制とは、新型車の審査を行う際の基準となる排出ガス基準値を定めたものである。
 - ・H17排出ガス基準△75%以上とは、平成17年排出ガス規制基準値より有害物質の排出を75%以上低減させた自動車をいう。

(3) 新規検査時における経過措置(新設)

対象自動車	(1)及び(2)の改正により、エコカー減税の対象外となる平成27年度燃費基準達成車
対象検査	新車に係る新規検査
適用期限	平成29年4月30日までの新規検査が対象
税制措置	本則税率を適用 (エコカー減税の対象車以外は、本来、本則税率よりも高い税率を適用)

2. 今後の注目点

- ・(2)については、2回目以降の車検においても本則税率が適用されるものと思われる。

【参考】自動車重量税とは

- ・自動車重量税は、車検などの際に自動車の所有者に対して課税される国税です。
- ・納税額は、車種や車検期間、重量毎に定められています。

1. 改正の概要

・平成32年度(2020年度)燃費基準への移行を円滑に進めるとともに、足元の自動車の消費を喚起するため、自動車取得税について次の措置が講じられます。

(1)燃費性能に関する要件の見直し(新車)、(2)平成27年度燃費基準によるエコカー減税(新車)の継続適用及び(3)取得価額からの控除額の見直し(中古車)を行います。

(1) 燃費性能に関する要件の見直し(乗用車(新車)の場合)

軽減割合	適用要件	
	改正前	改正案
非課税	電気自動車等	電気自動車等
	H27燃費基準+20%以上	H32燃費基準+20%以上
80%軽減	H27燃費基準+10%以上	H32燃費基準+10%以上
60%軽減	H27燃費基準を充足	H32燃費基準を充足

・H32燃費基準+20%以上とは、エネルギー消費効率が平成32年度燃費基準より20%以上燃費性能が良い自動車をいう。

(2) 平成27年度燃費基準によるエコカー減税(新車)の継続適用(新設)

対象車の例	要件①	要件②	要件③	税額
乗用車 (新車)	H27燃費基準+10%以上	H17排出ガス 規制適合	H17排出ガス 基準△75%以上	40%軽減
	H27燃費基準+5%以上			20%軽減

○平成27年4月1日から平成29年3月31日までに取得する自動車等について適用される。

2. 今後の注目点

・消費税率10%引き上げ時(平成29年4月1日予定)に自動車取得税は廃止され、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化するため、環境性能割が導入される予定である。

【参考】自動車取得税とは

・自動車取得税は、一定の自動車を取得した者が、その自動車の新規登録・移転登録等をした時に課税される地方税(道府県税)です。

・納税額は、「取得価額×税率」により計算されます。

(3) 取得価額からの控除額の見直し(乗用車(中古車)の場合)

控除額	適用要件	
	改正前	改正案
45万円	H27燃費基準+20%以上	H32燃費基準+20%以上
35万円	-	H32燃費基準+10%以上
30万円	H27燃費基準+10%以上	-
25万円	-	H32燃費基準
15万円	H27燃費基準	H27燃費基準+10%以上
5万円	-	H27燃費基準+5%以上

・上記表は、H17排出ガス規制に適合し、かつ H17排出ガス基準△75%以上(ガソリン燃料に限る)を満たす場合の控除額である。

・控除額は、自動車の種類、重量等に応じて要件が定められている。

1. 改正の概要

(1)平成27年4月1日以後、新車登録した軽自動車から軽自動車税の税率が上げられましたが、同日以後平成28年3月31日までに新規取得した環境性能に優れた軽自動車については、取得の翌年分(平成28年度分)のみ燃費性能等に応じて軽減する措置が新設されます。

(2)原動機付自転車及び二輪車の税率引上げ時期が、1年間延期され、平成28年度分からとなります。

(1)軽自動車税の税額表

特例対象車				グリーン化特例(軽課)			参考:標準税率	
				①電気自動車 天然ガス自動車※1	②燃費性能が大きく 優れているもの※2	③燃費性能が 優れているもの※3	H27.4.1以後 取得の新車	H27.3.31以前 取得の新車
標準税率に対する軽減率				概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減	-	-
車種区分	四輪以上	乗用	自家用	2,700	5,400	8,100	10,800	7,200
			営業用	1,800	3,500	5,200	6,900	5,500
		貨物用	自家用	1,300	2,500	3,800	5,000	4,000
			営業用	1,000	1,900	2,900	3,800	3,000
	三輪			1,000	2,000	3,000	3,900	3,100

(単位:円)

【参考】軽自動車税とは

・毎年4月1日を賦課期日とし、軽自動車等を所有する者に課される地方税(市町村税)です。

・車種および用途等に応じ税額が決められています。

※1 平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

※2 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、下記に該当するもの(乗用)平成32年度燃費基準+20%達成車、(貨物用)平成27年度燃費基準+35%達成車

※3 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、下記に該当するもの(乗用)平成32年度燃費基準達成車、(貨物用)平成27年度燃費基準+15%達成車(②に該当するものを除く)

2. 今後の注目点

・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)は、消費税率10%引上げ時の自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入の際に、自動車税のグリーン化特例(軽課)とともに見直される予定である。 ※環境性能割とは、環境性能に応じて課される税をいう。